伊予市文化芸術活動支援補助金

申請の手引き

伊予市教育委員会

［お問い合わせ］
伊予市教育委員会事務局 社会教育課 文化振興担当
TEL 089-982-5155　E-mail s-kyouiku@city.iyo.lg.jp

文化芸術団体のみなさまへ

市民が文化芸術に親しむ活動を支援し、市内の文化施設を核として様々な世代・団体の交流やまちのにぎわいを創出することを目的として、市内で文化芸術活動に取り組む団体に対し、活動に要する費用の一部を補助します。

対象団体

次のいずれにも該当する非営利の文化芸術団体を対象として補助金申請を受け付けます。

① 活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
② 市民等で構成されていること。
③ 定款、規約、会則等を有していること。
④ 継続的な活動が期待できる団体であること。
⑤ 団体の設立から５年未満であること。
⑥ 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。

補助対象事業

本手引き末尾の要綱別表第１にある文化芸術活動のうち、次のいずれにも該当する事業を補助対象事業とします。なお、1 団体につき 1 年度当たり 1 事業に限るものとします。

① 広く参加者を募り、開かれた事業であること。
② 市内の文化施設において公演を開催する事業であること。
③ 地域の人材及び資源を活用する事業であること。
④ 事業の効果が地域に波及する事業であること。
⑤ 事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象としません。

① 単なる集客のためのイベントに類するもの
② 国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業
③ 構成員の親睦を目的とする事業

補助対象経費及び補助率（概要）

補助対象経費	補助率	補助金の額
⑴ 講師謝金 ⑵ 講師の交通費 ⑶ 消耗品費、燃料費、印刷製本費 ⑷ 通信運搬費、広告料、手数料、保険料 ⑸ 使用料、賃借料（会場施設、機械・備品、車両） ⑹ 食糧費（講師の食事代、ボランティアの飲料代） ⑺ 原材料費（大道具、小道具等の材料） ⑻ 備品購入費（補助事業用かつ単価２万円以下） ⑼ その他市長が必要と認める経費	５分の４	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額 （1,000円未満の端数切捨て）

補助事業実施に伴う伊予市教育委員会からの支援メニュー

本補助金は、資金面の支援に加え、教育委員会文化振興担当による伴走支援を行います。主に以下のような支援メニューがあります。

支援メニュー	内容
⑴ IYO夢みらい館での公演開催	本補助金の採択団体は、令和９年３月の週末（第1週、第3週）にIYO夢みらい館文化ホールにおいて公演を実施することができます。 ・希望する日時は、申請書提出までにご相談ください。 ・日時の希望は、審査結果の上位の団体が優先的に選択。 ※会場の確保を支援するものであり、会場使用料は補助金採択団体からの支払いとなります。
⑵ 公演情報の発信支援	公演の告知情報を市の広報紙、公式SNS等で発信するほか、市内各施設へのチラシの配布を支援します。
⑶ 活動情報の発信支援	活動情報や公演の様子を市の広報紙、公式SNS等で発信します。

申請方法及び受付期間

伊予市文化芸術活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて下記提出先まで提出してください。まずは、担当部署までご相談ください。

・ 申請書提出先：伊予市教育委員会事務局 社会教育課 文化振興担当 宛て
　電話 089-982-5155　　電子メール s-kyouiku@city.iyo.lg.jp
・ 申請受付期間：令和８年６月22日（月曜日）から令和８年７月15日（水曜日）まで

交付の決定について

申請受付期間終了後、申請書およびヒアリングにより審査し、交付対象団体を決定します。
なお、交付決定後の補助金額の増額はできませんので、ご了承ください。

・ ヒアリング実施日：令和８年７月23日（木曜日）
・ 審査結果の通知時期（見込）：令和８年７月下旬

必要な書類

	書類の名称	記入のしかた･注意点
補助金申請	補助金交付申請書（様式第 1 号）	参照:「様式の記入のしかた」1 ページ
	団体概要書（様式第 1 号別紙 1）	参照:「様式の記入のしかた」2 ページ
	事業計画書（様式第 1 号別紙 2）	参照:「様式の記入のしかた」3 ページ
	収支予算書（様式第 1 号別紙 3）	参照:「様式の記入のしかた」4 ページ
内容変更	変更承認申請書（様式第 3 号）	参照:「様式の記入のしかた」5 ページ 事業計画の変更が生じた場合に使用します。ただし、軽微な変更は申請を要しません。まずは担当課へご相談ください。
実績報告	実績報告書（様式第 6 号）	参照:「様式の記入のしかた」6 ページ 補助事業の完了した日から起算して 10 日以内又は補助を受ける年度の3月 31 日のいずれか早い日までに提出
	事業報告書（様式第 6 号別紙 1）	事業実績を記入し、事業内容の分かる写真や関連資料は別紙で添付する
	収支決算書（様式第 6 号別紙 2）	事業を終えて実際にかかった補助対象経費･補助金額を記入
補助金請求	補助金精算払請求書（様式第 8 号）	参照:「様式の記入のしかた」7 ページ 補助金の概算払いを希望する場合は、担当課へご相談ください。
	補助金概算払請求書（様式第 9 号）	参照:「様式の記入のしかた」8ページ 実績報告書を提出し、市から補助金額確定通知書が届き次第、速やかに提出

手続きの流れ

次の流れで審査が行われます。内容に不明な点がありましたら担当までご相談ください。

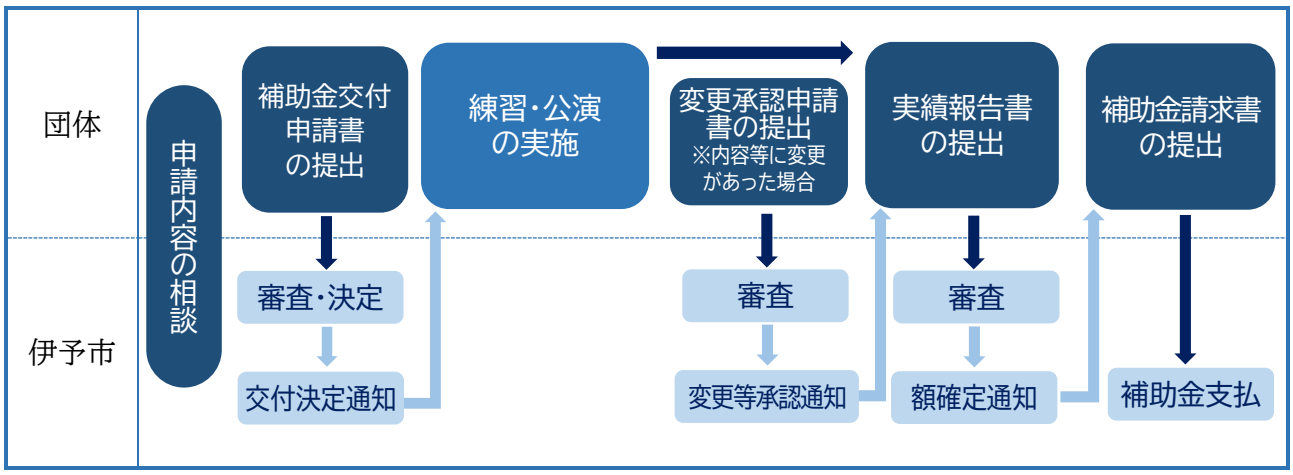

申請等に関するQ＆A

Q. 活動経験が少ない場合も補助対象になりますか？

A. 活動経験が少ない場合も、魅力的で実現性のある計画であれば申請をご検討ください。

Q. 定款、規約、会則等を有していない場合は新たに作成する必要がありますか？

A. 補助対象団体の目的や組織体制を確認するため、定款等を確認しています。新たに作成する場合、例文を提供することができますのでご相談ください。

Q. 団体の設立から 5 年を超える団体は補助対象になりますか？

A. 本補助金は、市内における新たな文化芸術活動を支援する目的で実施するため、設立から 5 年未満の団体を支援対象としています。ただし、新たな事業を既存団体が合同開催するなどの場合、対象となる場合がありますので、担当課へご相談ください。

Q. 習いごとの教室の練習や発表会は補助対象になりますか？

A. 本補助金は、参加者を公募し、市民が来場しやすい公演を開催する開かれた事業を対象とするため、個々の教室の活動は補助対象にはなりません。

Q. 活動が主に市内で行われているとは具体的にどういうことですか？

A. 補助対象事業を実施する際に、市民参加者を募集し、市内の文化施設で練習会場の大半が実施されるなど、市民が参加しやすい活動であることを言います。

Q. IYO夢みらい館での公演を含む事業計画を立てる必要がありますか？

A. 本補助金の対象事業は、市内の文化施設において公演を開催する事業としています。IYO夢みらい館以外の市内の文化施設は入場者数が限られるため、できる限りIYO夢みらい館での公演を含む事業計画をご検討ください。

お問い合わせ・書類提出先

〒799-3193　伊予市米湊 820 番地（伊予市役所内）

伊予市教育委員会事務局　社会教育課　文化振興担当

電話　089-982-5155　/　電子メール　s-kyouiku@city.iyo.lg.jp

様式の記入のしかた

⑴ 補助金交付申請書の記入例

様式第１号(第６条関係)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

伊予市長　様

住　所　　伊予市米湊 820 番地
団体名　　〇〇〇〇〇会
代表者住所　伊予市米湊 820 番地
代表者氏名　伊予　太郎
電　話　　089-982-1111

伊予市文化芸術活動支援補助金交付申請書

令和〇年度において、文化芸術活動を実施したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇活動

２　補助金の交付申請額　　〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

３　関係書類
⑴　団体概要書(様式第１号別紙１)
⑵　事業計画書(様式第１号別紙２)
⑶　収支予算書(様式第１号別紙３)
⑷　定款、規約、会則等
⑸　前年度の活動報告及び収支決算書(申請年度に設立した団体を除く。)
⑹　会員名簿

⑷を作成する場合、参考様式の提供が可能です。

⑵ 団体概要書の記入例

様式第１号(第６条関係)別紙１

団体概要書

団　体　名	(フリガナ)〇〇〇〇〇カイ 〇〇〇〇〇会
団体の事務所 所在地等	〒799-3113 伊予市米湊820番地 電　話:089-982-1111 FAX:089-982-1111 メール:〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp
代　表　者	(フリガナ)イヨ　タロウ 伊予　太郎 〒799-3113 伊予市米湊820番地 電　話:089-982-1111 メール:〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp
設立年月日	令和〇年〇月〇日
設立目的	〇〇〇の普及・発展と会員の親睦を目的とする。
主な活動内容	定期練習、活動発表会
主な活動場所	〇〇地区公民館、IYO夢みらい館
団体に対する他の補助金の有無等	㊒ ・ 無 ※有の場合(　〇〇基金助成金　)
これまでの活動経緯・実績	令和〇年〇月　参加者募集 令和〇年〇月　練習会開催　会場:〇〇地区公民館 令和〇年〇月　〇〇公演開催　会場:IYO夢みらい館
会員数	〇〇人(会員以外にボランティア〇〇人が協力) ※会員名簿を添付してください。 当該名簿に記載された個人情報は、目的外には使用しません。

⑵ 事業計画書の記入例[※事業報告書(様式第６号)も同様に記入してください。]

様式第１号(第６条関係)別紙２

事業計画書

事業名	○○○○○○○○○○活動
事業実施区域・会場	伊予市内の公民館及びIYO夢みらい館
事業の動機	市内に○○を広め、文化活動を通じて○○したいため。
事業の目的	○○の練習や公演により○○する。
事業の内容	参加者の募集 ○○館での○○練習(月○回程度) ○○館での○○公演 ○○での活動情報の発信
事業のスケジュール	8月　○○募集、○○対象の体験会の開催 9月　○○練習 1月　○○公演の来場者募集開始 3月　○○公演
期待される効果	市内に○○の効果がある。
事業の特色 アピールポイント	市内の○○講師の指導で～～。 子どもたちが○○し、～～。 地域の○○を題材とした作品で～～。
今後の継続、発展性 (運営体制を含む。)	参加者を○○で募集し、市民の関心が高く、～～につながっている。昨年の活動で○○したところ△△であり、今後の○○の発展が見込まれる。出演者や運営スタッフは○○で～～。活動資金については～～。

⑵ 収支予算書の記入例[※収支決算書(様式第６号)も同様に記入してください。]

様式第１号(第６条関係)別紙３

収支予算書

収入の部

科目	予算額	積算内訳
市補助金	○,○○○,○○○	
会費	○○○,○○○	○,○○○円×○人×○ヶ月
公演入場料	○○○,○○○	○,○○○円×○○○人
助成金	○○○,○○○	○○基金助成金
合計	○,○○○,○○○	

市補助金額は補助金の交付申請額と同額にしてください。

支出の部

科目	予算額	予算額のうち本補助事業充当額	積算内訳
報償費	○○○,○○○	○○○,○○○	講師謝金
需用費	○○○,○○○	○○○,○○○	消耗品費 印刷製本費
使用料	○○○,○○○	○○○,○○○	会場使用料
原材料費	○○○,○○○	○○○,○○○	舞台美術材料費
合計	○,○○○,○○○	○,○○○,○○○	

※見積書が必要なものは、添付してください。
※補助金充当額は、補助金の限度額を超えないよう留意してください。

補助金充当額は、下記により算出した金額を記入してください。
補助対象経費に補助率(5 分の 4)を乗じて得た額又は 100 万円のいずれか少ない額(1,000 円未満の端数切捨て)

積算内訳は、謝金の額や会場使用料の見込みなど、申請時点で分かる範囲で内訳を記載してください。

⑶ 変更承認申請書の記入例

様式第３号(第９条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

伊予市長 様

住　所　伊予市米湊 820 番地
団体名　○○○○○会
代表者住所　伊予市米湊 820 番地
代表者氏名　伊予　太郎
電　話　089-982-1111

伊予市文化芸術活動支援補助金(変更・中止・廃止)承認申請書

年　月　日付け伊予市指令第　号で交付決定を受けた伊予市文化芸術活動支援事業について、次のとおり(変更・中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

事業名		○○○○○○○○○○活動
変更内容		○○公演を○○に変更し、事業の予算額を変更する。
(変更・中止・廃止) 理由		○○○○○のため。
補助対象経費	変更前	○, ○○○, ○○○円
	変更後	○, ○○○, ○○○円
補助金交付決定額		○, ○○○, ○○○円
補助金変更交付申請額		○, ○○○, ○○○円
(変更・中止・廃止) 予定年月日		令和○年○月○日
添付書類		⑴ 変更後の事業計画書(様式第１号別紙２) ⑵ 変更後の収支予算書(様式第１号別紙３) ⑶ 見積書の写し又は金額を証明する書類 ⑷ その他市長が必要と認める書類

変更内容、変更理由が欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、詳細を記入した別紙を添付してください。

⑷ 実績報告書の記入例

様式第６号(第 11 条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

伊予市長　様

住　所　伊予市米湊 820 番地
団体名　○○○○○会
代表者住所　伊予市米湊 820 番地
代表者氏名　伊予　太郎
電　話　089-982-1111

決定通知書の日付、指令番号を記入してください。

伊予市文化芸術活動支援事業実績報告書

令和●年●月●日付け伊予市指令第●号で交付決定を受けた伊予市文化芸術活動支援事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1　事業名　○○○○○○○○○○活動

2　補助金の交付決定額　○, ○○○, ○○○円

3　事業の効果　○○の練習や公演により○○の効果があった。

4　事業完了年月日　令和○年○月○日

5　関係書類
⑴　事業報告書(様式第６号別紙１)
⑵　収支決算書(様式第６号別紙２)
⑶　事業内容の分かる資料
⑷　その他市長が必要と認める資料

⑶の様式は自由です。

⑸ 補助金精算払請求書の記入例

様式第８号(第 13 条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

伊予市長 様

住　所　伊予市米湊 820 番地
団体名　○○○○○会
代表者住所　伊予市米湊 820 番地
代表者氏名　伊予　太郎
電　話　089-982-1111

伊予市文化芸術活動支援補助金精算払請求書

令和○年○月○日付け伊(社)第○号で確定通知を受けた伊予市文化芸術活動支援補助金について、次のとおり請求します。

1　事業名　○○○○○○○○○○活動

2　請求額　○,○○○,○○○円
内訳

交付決定通知額	○,○○○,○○○円
概算払受領済額	0 円
今回請求額	○,○○○,○○○円

3　振込先

金融機関名	○○銀行
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	○○○○○○○
(フリガナ) 名義人	イヨ　タロウ 伊予　太郎

⑸ 補助金概算払請求書の記入例

様式第９号(第 13 条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

伊予市長 様

住　所　伊予市米湊 820 番地
団体名　○○○○○会
代表者住所　伊予市米湊 820 番地
代表者氏名　伊予　太郎
電　話　089-982-1111

伊予市文化芸術活動支援補助金概算払請求書

令和●年●月●日付け伊予市指令第●号で交付決定を受けた伊予市文化芸術活動支援補助金について、次のとおり請求します。

1　事業名　○○○○○○○○○○活動

2　請求額　○,○○○,○○○円
内訳

交付決定通知額	○,○○○,○○○円
概算払受領済額	0円
今回請求額	○○○,○○○円
差引残額	○○○,○○○円

3　振込先

金融機関名	○○銀行
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	○○○○○○○
(フリガナ) 名義人	イヨ　タロウ 伊予　太郎

［参考］

伊予市文化芸術活動支援補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 21 日
伊予市教育委員会告示第 16 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、市民が文化芸術に親しむ活動を支援し、市内の文化施設を核として様々な世代・団体の交流やまちのにぎわいを創出することを目的として、市内で文化芸術活動に取り組む団体に対し、予算の範囲内において伊予市文化芸術活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

2　市民等　市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営む者及び市内で活動する者をいう。

（補助事業者）

第 3 条　補助事業者は、非営利の文化芸術団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
⑵　市民等で構成されていること。
⑶　定款、規約、会則等を有していること。
⑷　継続的な活動が期待できる団体であること。
⑸　団体の設立から 5 年未満であること。
⑹　公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
⑺　政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。

（補助事業）

第 4 条　補助事業は、別表第 1 に掲げる文化芸術活動であって、かつ、次のいずれにも該当するものとし、1 団体につき 1 年度当たり 1 事業に限るものとする。

⑴　広く参加者を募り、開かれた事業であること。
⑵　市内の文化施設において公演を開催する事業であること。
⑶　地域の人材及び資源を活用する事業であること。
⑷　事業の効果が地域に波及する事業であること。
⑸　事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業活動は、補助事業としない。

⑴　単なる集客のためのイベントに類するもの
⑵　国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業
⑶　構成員の親睦を目的とする事業

（補助対象経費等）
第5条　補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。
（補助金の交付申請）
第6条　規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。
（審査委員会）
第7条　市長は、補助事業の選考及び審査を行うため、伊予市文化芸術活動支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2　審査委員会は、別表第3に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施し、その結果を市長に報告する。
3　この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（補助金の交付決定）
第8条　規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。
（補助事業の変更等）
第9条　規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は不要とする。
⑴　補助対象経費の20パーセント以内の減額をしようとするとき。
⑵　事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。
（変更等の承認の決定）
第10条　規則第9条第2項に規定する通知は、補助事業の変更にあっては様式第4号により、中止及び廃止にあっては様式第5号により行うものとする。
（実績報告）
第11条　規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第6号により行うものとする。
（補助金の額の確定）
第12条　規則第13条に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。
（補助金の請求）
第13条　規則第15条第2項に規定する請求は、精算払にあっては様式第8号により、概算払にあっては様式第9号により行うものとする。
（その他）
第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

文化芸術活動

範囲	内容
音楽	オーケストラ、オペラ、合唱、吹奏楽、室内楽、その他の音楽
舞踊	バレエ、現代舞踊、舞踏、民族舞踊、その他の舞踊
演劇	現代演劇、児童演劇、ミュージカル、人形劇、その他の演劇
伝統芸能 大衆芸能	古典演劇（歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽等）、邦楽、邦舞、雅楽、落語、講談、浪曲、漫才、その他の伝統芸能・大衆芸能

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
⑴ 報償費 外部講師の謝金等 ⑵ 旅費 外部講師の交通費 ⑶ 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費等 ⑷ 役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料等 ⑸ 使用料及び賃借料 施設の使用料、機械及び備品の賃借料、車両借上料等 ⑹ 食糧費 ・外部講師の食事代（弁当程度のもの） ・ボランティアの飲料代 ⑺ 原材料費 補助事業に必要な大道具、小道具等の材料 ⑻ 備品購入費 補助事業に必要な備品（1 点当たりの単価が 2 万円を超えないもの） ⑼ その他市長が必要と認める経費	5 分の 4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 100 万円のいずれか少ない額（1,000 円未満の端数切捨て）

注）次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

⑴ 団体の運営に充てられる経費
⑵ 飲食を目的とする会合等の経費
⑶ スタッフの移動等に係る経費
⑷ スタッフ、ボランティア等への謝礼等に係る経費
⑸ 備品等の修繕に係る経費
⑹ 他団体に対する助成及び補助経費
⑺ 個人の利益となるものに要する経費（イベント参加者への景品等）
⑻ その他市長が適当でないと認める経費

別表第3（第7条関係）

審査基準

審査項目	内　　容	評価点
公益性	・広く参加者を募り、開かれた事業か ・地域資源の文化振興に資する事業か	各項目に1～5点で採点 5　高く評価できる 4　評価できる 3　平均的・普通 2　あまり評価できない 1　評価できない
地域資源の活用	・地域の人材及び資源を生かした魅力的な事業か	
波及効果	・事業の効果が地域に波及し、定着するための工夫があるか ・事業実施に当たり、多様な団体・機関（他分野の団体、企業、行政機関、教育機関等）との連携を図っているか	
実現性・継続性	・計画の実現性や継続性があるか ・参加者及び活動場所の確保に具体性があるか	
組織の健全性	・設立目的が明確で、事業を実施する体制が作られているか ・健全な組織運営に努めているか	